

第二十号議案

江戸川区有通路条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区有通路条例の一部を改正する条例

江戸川区有通路条例（平成十二年三月江戸川区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「区が」を「江戸川区が」に改める。

第三条第一項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第十条 区長は、区有通路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は区有通路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、区有通路に接続する区域を沿道区域として指定することができる。

2 前項の沿道区域の指定の基準については、江戸川区沿道区域指定の基準に関する条例（令和四年 月江戸川区条例第 号）の例による。

3 区長は、第一項の沿道区域を指定した場合においては、遅滞なくその区域を告示するものとする。

4 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が区有通路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがある」と認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

区有通路に接続する区域における土地等の管理者に課す損害予防義務と同等の義務を課すほか、規定区域における土地等の管理者に課す損害予防義務と同等の義務を課すほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。